

令和4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務

(2) 事業の目的

高知県は、変化に富んだ海岸線をはじめ、仁淀川や四万十川に代表される清流など、美しく豊かな自然に恵まれており、その自然を活かした産業が盛んである。特に、農村地域の活性化に向けては、地域にある豊富な食や体験などの資源を磨き上げ、県内外の旅行者に提供することが重要であるとともに、宿泊滞在を伴う「農泊」を推進することは、地域経済への波及効果の拡大に資するものである。

本事業では、農泊関連事業者などを対象とした研修と、一般旅行者向けのモニターツアーを実施し、アフターコロナ、ウィズコロナに対応できる持続可能な農泊を推進することを目的としている。

(3) 事業内容

別添「令和4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年3月10日まで

2 見積限度額

2,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) (1) で競争入札参加資格を有しない者は、高知県知事が定める「競争入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して令和4年6月10日（金）までに下記の指定場所へ提出すること

<競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先>

所在地 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

機関名 高知県会計管理局総務事務センター

電話 088-823-9788 F A X 088-823-9266

電子メール 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301>

6 説明会

- (1) 日時

令和4年6月7日（火）11:00～11:30

- (2) 場所

オンライン（ZOOM を活用）

- (3) その他

説明会への参加は、本プロポーザルへの参加要件ではありません。

参加を希望する場合は、令和4年6月6日（月）午後5時までに電子メールにより申し込みをお願いします。電話により着信を確認してください。

- (4) 申し込み先

高知県観光振興部地域観光課（拠点観光推進担当 畠山・五藤）

電子メール：020601@ken.pref.kochi.lg.jp

電話：088-823-9791

7 質疑と回答

質疑事項は別紙様式 1 により、電子メール又は FAX で受け付けます。電話により着信を確認してください。

質疑と回答の内容は、高知県観光振興部地域観光課ホームページに掲載します。

受付期限 令和 4 年 6 月 8 日（水）午後 5 時まで

回答日 令和 4 年 6 月 9 日（木）予定

掲載先 <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020601/>

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書（様式 2）及び資格要件の確認書類（様式 4）等の提出により申込を受け付けます。申込に当たっての提出書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書（様式 2）	A 4 縦	1 部
共同提案者一覧（様式 3） ※複数の事業者による共同提案（JV）の場合のみ必要	A 4 縦	1 部
資格要件確認書（様式 4）	A 4 縦	1 部
法人等概要書（様式 5）	A 4 縦	1 部

(1) 参加申込書（様式 2）

ア 提出方法

持参、郵送、電子メール

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

※電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

イ 提出期限

令和 4 年 6 月 10 日（金）午後 5 時（必着）

ウ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県観光振興部地域観光課（畠山、五藤）

電話：088-823-9791

(2) 複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

ア 幹事者を決め、「参加申込書（様式 2）」は幹事者が提出してください。

イ 全ての共同提案者について、「共同提案者一覧（様式 3）」に記入して提出してください。

ウ 幹事者及び全ての共同提案者について、「資格要件確認書（様式 4）」、「法人等概要

書（様式5）」を提出してください。

エ「参加申込書（様式2）」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合は、提出期限までに、変更後の「参加申込書（様式2）」、「共同提案者一覧（様式3）」を提出してください。

オ 共同体の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同体の構成員として参加することはできません。

(3) 資格要件の確認

高知県観光振興部地域観光課で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認完了後、その結果を令和4年6月14日（火）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別添「令和4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別添「令和4年度高知県農泊研修及びモニターツアー委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は審査委員会終了後速やかにすべての提案者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開制度

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

12 日程（予定）

令和4年6月6日（月）	説明会への参加申し込み（午後5時必着）
6月7日（火）	説明会（午前11時開始予定 ZOOM 使用）
6月8日（水）	質疑書の提出（午後5時必着）
6月9日（木）	質疑書への回答
6月10日（金）	参加申込及び資格要件の確認書類等の提出 （午後5時必着）
6月14日（火）	県から事業者への参加資格確認の結果通知期限
6月27日（月）	企画提案書の提出（午後3時必着）
7月1日（金）	審査委員会（プレゼンテーション）予定
7月4日（月）	審査結果通知予定

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出してください。開示・非開示の判断は様式6に基づき行うものではなく、様式6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開制度

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 その他

- (1) 参加申込書（様式2）提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排

除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

- (4) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、協議により変更・修正を加える場合があります。

15 問合せ先

高知県 観光振興部 地域観光課

担当者 畠山・五藤

TEL 088-823-9791

FAX 088-823-9256

E-mail 020601@ken.pref.kochi.lg.jp